

とりまとめに向けた論点整理

一 はじめに

1 国の方針

- ・ 国においては、第6次エネルギー基本計画（令和3年10月閣議決定）において、「再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す。」とされている。

2 本県の現状と課題

- ・ 本県においては、「新エネルギービジョン」（令和5年3月改定）の「3 基本方針」において、「環境への負荷の少ない安全で安心なエネルギーを確保するため、三重県の地域特性を生かした新エネルギーの導入を進めます。」としており、今後も再生可能エネルギーの推進に取り組むこととしている。
- ・ 平成24年の固定価格買取制度の導入以降、県内において太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの導入が進み、令和3年度末の実績では、太陽光発電が約250万kW、風力発電が約20万kWと全国有数の導入量となっている。
- ・ 再生可能エネルギーの導入については、自然環境の破壊、土砂災害の発生、維持管理の不全等が懸念されることから、地域住民の不安が高まっており、地域住民等による反対運動も確認されている。

→ 再生可能エネルギーの導入を推進するに当たっては、地域住民の理解を得る必要があり、そのためには、適地での、環境面、防災面等において配慮され、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入を事業者に対して強く求めていく必要がある。

特に再生可能エネルギーの中でも、その導入量の占める割合が極めて高く、県内に広く設置されている太陽光発電及び近年国内各地で導入が進み、今後県内においても導入されることが想定される洋上風力発電について、速やかな対応が必要である。

二 太陽光発電

1 現状と課題

(1) ガイドラインによる行政指導

- ・ 本県では、太陽光発電施設の適正な導入を進めることを目的に、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を策定し、事業者に対する行政指導を行っている。

→ ガイドラインはあくまで行政指導であることから、事業者に対する法的拘束力を有さず、より実効性のある規制が必要である。

(2) 関係法令による規制

- ・ 太陽光発電施設の適地が限られてくる中、森林伐採を伴う地域、土砂災害のおそれのある地域等において、防災対策が不十分なまま設置を行う事例が発生している。
- ・ 太陽光発電の設置等には関係法令による規制がなされているが、意図的な規制逃れと思われる事例があると指摘されている。
- ・ 関係法令における許認可の基準及び許認可を所管する部署が縦割りとなっていることから、十分に対処できていない事例もあると指摘されている。

→ 小規模であっても、森林伐採を伴う地域、土砂災害のおそれのある地域等における野立ての太陽光発電施設の設置は周辺地域への災害の危険性を助長するため、抜け目のない規制及び関係部署間での連携が必要である。

(3) 不適切な維持管理等への対処

- ・ 固定価格買取制度の導入から10年近くが経過し、今後固定価格での買取りが終了する太陽光発電施設が増加することが見込まれる中では、維持管理が不適切である又は放置された太陽光発電施設の増加が懸念される。

→ 維持管理が不適切である又は放置された太陽光発電施設によって、周辺の住民に危害を与えないよう、事業者に必要な維持管理及び廃棄を強く求めていく必要がある。

(4) 地域との共生

- ・ 地域住民に利益が還元されていないこと、地域における合意形成が不十分なまま事業に着手すること等により、地域住民から野立ての太陽光発電施設等を迷惑施設として捉えられてしまう事例が発生している。
- ・ 地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する地域共生型の再生可能エネルギーの導入を推進する制度（地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業等）が用意されているものの、県内において活用されていない。

→ 地域との共生が図られている再生可能エネルギー施設の新設については積極的に支援する一方で、そうではない施設については経済的なデメ

リットを課すことも必要である。

(5) 環境への適切な配慮

- ・ 本県においては、環境影響評価法の対象とならない事業であっても、土地の造成を行う場合であって、施工区域が10ha以上の太陽光発電施設の設置等については、三重県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントを義務付けている。
 - ・ 太陽光発電施設の設置等については、施設の大小にかかわらず、その立地する場所によって、自然環境、生活環境等に不可逆的な影響を与えるおそれがある。
- 環境アセスメントを事業者に対して義務付ける対象の範囲を拡大させる必要がある。

2 検討事項

(1) 条例による設置規制区域の導入及び適正な維持管理の義務化

- ・ 森林伐採を伴う区域、土砂災害のおそれのある区域等については、設置規制区域とし、設置規制区域内においては、小規模であっても、野立ての太陽光発電施設の新設を知事の許可制とするべきではないか。許可に当たっては、万全の防災対策、住民等への説明等を義務付けるべきではないか。
- ・ 稼働中も含め、太陽光発電の事業者に対し、適正な維持管理及び廃棄を義務付けるべきではないか。
- ・ 条例の規制に違反する事業者に対しては、行政代執行、事業者の公表等の措置が行い得るようにするとともに、国に対してFIT認定の取消し等を求めるようにするべきではないか。
- ・ 規制の実効性を高めるため、必要に応じて完成検査を含めた立入調査等を行うなど、適切な監督体制を構築するべきではないか。

(2) 法定外税による適地誘導

- ・ 地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入を目指す事業者等に対しては、積極的に支援していく一方、森林伐採を伴う地域その他の設置が望ましくない地域において、地域との共生が図られずに新設された太陽光発電施設等に対する法定外税の導入を検討するべきではないか。

(3) 太陽光発電に対する環境影響評価の対象拡大等

- ・ 施工区域が10ha以上の太陽光発電の設置等については、土地の造成を

行わないものも含め、原則三重県環境影響評価条例の対象とすることを検討すべきではないか。

- ・ 施工区域が 10 haに満たない太陽光発電の設置等であっても、森林をはじめとする環境への影響が懸念される地域におけるものについては、三重県環境影響評価条例の対象とすることを検討すべきではないか。

三 洋上風力発電

1 現状と課題

(1) 洋上風力発電全般の現状

- ・ 令和元年 4 月に再エネ海域利用法が施行され、洋上風力発電のために、事業者が長期的に海域を占有できる制度が創設された。
- ・ 国は、「洋上風力産業ビジョン（第 1 次）」（令和 2 年 12 月に洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会において策定）において、2030 年までに 1000 万kW、2040 年までに 3000 万kW～4500 万kWの案件を形成することを、洋上風力発電の導入目標として設定している。
- ・ 水深が 100m～300mといった比較的深い海域において設置が可能な浮体式洋上風力発電の実用化が進み、今後より沖合での洋上風力発電の設置が見込まれる。

(2) 本県における現状と課題

- ・ 県内の海域においても、志摩半島沖に風況の良いところがあり、洋上風力発電のポテンシャルがあるとされるが、現時点では再エネ海域利用法に基づくプロセスに進んでいる海域はない。
- ・ 県内の海域では、沿岸及び沖合の海域においても、漁業の利用が活発であり、洋上風力発電の導入に当たっては、設置場所の共同漁業権者に加え、その影響が及ぶ範囲の漁業者との協調が不可欠である。
- ・ 志摩半島から渥美半島にかけては、日本有数の渡り鳥の通り道であり、立地場所によっては、バードストライク等の渡り鳥への影響が懸念される。
- ・ 洋上風力発電施設の建設及び維持管理には、幅広い産業が関わるため、県内産業の活性化につながると期待される。

2 検討事項

(1) 漁業者との協調

- ・ 漁業者の洋上風力発電の受入れの判断材料となるよう、発電事業者等に求める漁業振興策のとりまとめを行うとともに、漁業への影響が懸念さ

れる海中騒音についての調査等を行うよう努めるべきではないか。

(2) 海洋環境への配慮

- ・ 野鳥その他の生物への影響を立地選定の段階から配慮するため、法定協議会に海洋環境の有識者を加えることを求める等、立地選定の段階で海洋環境に関する意見を聴取するよう努めるべきではないか。

(3) 県内企業への参画支援

- ・ 県内の海域において洋上風力発電の導入が決まった場合、県内企業が当該洋上風力発電施設の建設、維持管理等に参画できるよう、県内企業への支援等を行っていくべきではないか。